

ともに学び、

ともに育つ②

共生社会をつくるために 学校でできることは？



障がいのある仲間を含めた子どもどうしが、 互いを知り、関わり合うことが大切です

- ・仲間と一緒に学びたい、という思いを受け止めていますか？
- ・どうすればともに学べるか、子どもたちと考えていますか？
- ・子どもたちどうしが関わる場面をつくっていますか？
- ・子どもたちとともに、卒業後の進路を話していますか？

子どもたちに、人と関わる力や、自分で考えて 見通しを持って行動する力を育みましょう

「ともに学び、ともに育つ」学校づくりを、みんなで

大阪府では、地域社会の一員として人や社会とつながり、支え合いながら、生き生きと活躍できる**共生社会の実現**に向けて、すべての子どもが互いを尊重し高め合える「ともに学び、ともに育つ」教育を進めています。

「障害者権利条約」の基本的な考え方 ～「社会モデル」「権利の主体」「合理的配慮」～

「障害者権利条約」の基本的な考え方のひとつに、「**障がいの社会モデル**」があります。「障がいは障がい者にあるのではなく、社会が障がい（障壁）を作り出している」という考え方です。共生の社会をつくるためには、障がい者に努力を求めるのではなく、周りの社会にある障壁（バリア）を見抜き、一緒になくしていくことが必要です。また、障がい者は「保護の対象」ではなく「**権利の主体**」としてとらえなければなりません。学校では、「ともに学び、ともに育つ」ための必要な配慮や工夫（＝**合理的配慮の提供**）が求められています。

将来にわたって、ともに地域や社会で生きる子どもたちを育むために、今、学校・学級での取り組みを

障がいのある子どもを含めた子どもどうしが、互いの存在を尊重し認め合う、人と関わる力や行動する力を育むなど、共生の社会を実現するための土台となるものを身に付けることが必要です。

一人ひとりの子どもが自分らしく学び、周りの子どもとの関係を築きながら学校生活を送っていく上で、あなたの学校・学級にバリア（＝障壁）となっているものはありませんか？10年後、20年後に、ともに地域や社会で生きる子どもたちの姿をイメージしながら、学校・学級の取り組みを見直し、「ともに学び、ともに育つ」学校づくりを進めていきましょう。

（⇒ 詳しくはリーフレット「ともに学び、ともに育つ①」を参照）

平成28年度「互いを認め合い共に生きる人権教育」調査・研究

1. 「ともに学び、ともに育つ」学校づくり

共生社会の実現に向け、誰も排除しない教育をめざして

障がいのある子どもが仲間とともに生きる社会をめざす教育を進めるためには、学習をはじめとするすべての教育活動の場に、すべての子どもがともにいることが大切になります。一人ひとりの子どもを尊重した「ともに学ぶ」授業づくりを進める中で、様々な子どもがいることが多様な学びとなり、子どもたちは、ともに育ちながら価値観を広げていきます。

「誰一人として排除しない」という観点から、すべての教育活動を進める学校体制をつくりましょう。同じ場でともに学び、ともに課題を解決していくプロセスが共生社会をつくる力につながることを、子どもに関わるすべての教職員で共通認識しておくことが大切です。

みんなと過ごさなければ、経験できないこと、学べないことがある 府立高校2年生Aさんの作文から

私は、車椅子での生活を送っていて、字を書いたり食べたりは、いつも誰かに手伝ってもらっている。

小学校に入ると、自然とたくさんの友達ができた。友達との鬼ごっこでは、私が名前を呼んだらその子が来てくれてじゃんけんをする特別ルールで遊んだ。修学旅行のときも、同じ部屋の友達が私のトイレ介助してくれた。うまくいかずトイレがビショ濡れになり、みんなで大笑いした。

中学になると、支援学級の先生は、「車椅子だとできない」と言って、みんなと一緒にのことをなかなかさせてくれなかった。でも、担任の先生に協力してもらい、なんとかみんなと一緒に運動会や遠足に参加することができた。学校では、電動車椅子に友達を二、三人乗せて、廊下を暴走したりして遊んだ。たまに先生に怒られたけど。

今の高校では、一緒にできないからダメということはまったくないが、それでもはじめは友達ができるかとても不安だった。私にはサポーターさんがついていて、それ

だとなかなか友達が寄ってきてくれない。なるべくサポーターさんを少なくしてもらい、今では友達がお弁当を食べるのを手伝ってくれる。体育祭や文化祭の打ち上げにも参加し、ボウリングにも行った。一番大きな経験は、1年の合宿のサポートの活動に参加できたことだ。先生や友達に「あなたにしかできないことがあるから」と言われ、自分の経験を語った。私だからこそ伝えられることがあると実感でき、みんなの役に立てたことが嬉しかった。

今までの経験から私が願うことは、障がいがあるから何もできないとか、同じことができなくて辛いだろうから分けたほうがいいのか決めつけないでほしい、ということだ。少しくらい大変なことがあっても、友達といえると楽しいことの方が断然多い。みんなと過ごさなければ経験できないこと、学べないことがある。

(平成28年度大阪府人権作文コンクール最優秀作品より抜粋)

学校づくりで大切にしたいこと

①すべての教職員で関わる ～情報の共有～

子どもに関わる様々な情報を共有し、協働的に取り組んでいくためには、教職員が知ろう、気付こうとすること、想像力を働かせて物事をとらえることが必要です。

特に、以下に挙げる事柄について、すべての教職員で情報共有しましょう。

- ・障がいのある子どもとその保護者の状況
- ・障がいのある子どもと周りの子どもとの関係性
(学級での様子、授業での様子、休み時間の様子 など)

また、支援教育コーディネーターや人権教育担当者などを中心に、職員会議などですべての教職員が情報共有できるシステムや組織を整えることも必要です。

②子どもの育ちを引き継ぎ、積み重ねる ～校種間の連携～

様々な機会(学習発表会、運動会、授業参観など)を通して、入学前から障がいのある子どもについて知ることが大切です。その際、障がいのある子どもの様子だけでなく、周りの子どもとの関係性を知ることが、入学後の取組みに不可欠です。

また、卒業後の状況について、進路先と連携することも大切です。

③保護者とつながる、保護者をつなぐ

障がいのある子どもの保護者の不安や願いに寄り添い、ともに子どもに関わっていくことが大切です。障がいのある子どもの保護者が孤立することなく、他の保護者とつながる機会を積極的につくっていきましょう。

●障がいのある子どもの保護者どうして

支援教育コーディネーターや支援学級担任が中心となり、不安や悩みを共有し相談できる定期的な場づくりをしましょう。卒業生の保護者や入学予定の子どもの保護者に参加してもらうことで、地域でのつながりを広げることにもなります。

●学級の保護者どうして

学級担任が中心となり、懇談会など学級の他の保護者とつながる場を持つことも、周りの子どもとのつながりのサポートになります。

小学校で

トライアングルの関係で情報を共有

Aが安心できる教室は、そこで学ぶすべての子どもたちにとって安心できる教室になると考え、Aを中心に集団づくりを進めてきました。

学級担任と支援学級担任の二者だけの情報共有ではなく、介助員、スクールカウンセラー、保護者、医療機関、養護教諭など、多くの教職員や専門機関を加え、トライアングルの関係で情報を共有してきました。ともに同じ子どもたちを見守ることができたことが、とても心強いものとなりました。

多くの大人で子どもや集団の様子を交流し、子どもたちの実態を多面的にとらえられたことで、子どもの深い理解につながることができました。

2. 互いの存在を尊重し、関わり合える学年・学級づくり

子どもたちが互いに関わり合える場の設定と必要な工夫

日常的に子どもたちが関わり合う機会をつくることが大切です。そこには、子どもたち一人ひとりが違いを大切にできる取り組みや、授業や係活動・委員会活動、部活動など、障がいのある子どもが周りの子どもと同じ活動に参加するための工夫が必要です。どうすれば一緒に学んだり活動できたりするかを考え、子どもたちが仲間として対等な関係で関わり合える取組みを積極的につくりましょう。

学年・学級づくりで大切にしたいこと

①互いのことを知る

互いに尊重し合うためには、「ありのままの存在を受けとめる」ことが大切です。一緒に参加・活動することで、仲間の思いや願い、得意なこと苦手なことも知ることができます。

学校生活の様々な場面で、障がいのある子どもと周りの子どもたちが同じ体験をすることを通して、互いのことを知る機会を設定しましょう。

また、教職員が一人ひとりの違いを大切にすることは、子どもへの声かけや関わり方に表れます。それは、子どもにとっての身近なモデルとなり、子どもはその声かけや関わり方を学んでいきます。

②困っていることに気づく「手伝って」と言える

障がいのある子どもと周りの子どもの間に、「お世話してあげる」、「してもらう」という一方的な関係性がつくられていませんか。また、言葉、表情、声の大きさなど、表現方法は人それぞれであることを子どもたちと確認していますか。

子どもは様々な場面で様々な気持ちを持っています。授業をはじめとする様々な場面で気持ちを伝える・受け止める機会を持ちましょう。

その積み重ねが、仲間が困っていることに気づける力、困っている仲間に「一緒にやろう」、「手伝って」と言える力を育みます。さらに、子どもたちの間に互いに関わり合える関係性が育まれます。

③折り合いをつける 自分たちで解決方法を見つける

子どもたちは一人ひとり違います。違いから起こるトラブルをきっかけとして、仲間とともに物事を解決したり、折り合いをつける力を育みましょう。

例えば、子どもたち自身がみんなで一緒に遊んだり学んだりするためにどんなことができるか考えるとき、教職員より子どもたちの方が、誰もが納得できる解決策を見つけ出すことも多くあります。

自分たちで課題に気づく力、自分たちで解決方法を見つけていく力を育むことが、ともに生きていく力となります。

④子どもの力を引き出す支援

障がいのある子どもに、常に大人が傍で先々にサポートしていると、周りの子どもたちは関わるチャンスがなくなってしまう。

子どもたちが関わろうとするのを待つ、また、その関わりの中で解決しようとするのを待つ姿勢が必要です。そして、本当に必要な時を見極め、必要最小限のサポートをすることが、子どもが関わり合うチャンスをつくることになります。

子どもどうしが自ら関わりを築けるような、支援のあり方を大切にしましょう。

支援学級担任からのサポートなど、教職員で連携しながら、学級で学級担任が集団づくりを進めることで、障がいのある子どもと周りの子どもに、仲間と関わる力や自分たちで課題を解決する力が育っていきます。

小学校で

あきらめない子どもたち

運動会の練習中、途中でうちわをズボンにさすところで、Bはうちわが気に入りすぐに抜いていました。他の先生と相談し、ズボンの外にうちわをさすループをつけると、Bはうちわをさすことができました。

ところが、子どもたちはどうしたらBもうちわをズボンにさすことができるのだろうと考え、話し合った結果、「B〜!」と一人が呼んでいる間にもう一人がうちわをさし、Bがうちわが気にならないうちに両手をつなぐという方法を見つけ出しました。

Bは気になっていたうちわをズボンに入れたまま、楽しそうに踊っていました。一緒に踊ったその時の子どもたちのうれしそうな顔は、忘れられません。そこには、あきらめない周りの子どもたちの姿がありました。

小学校で

さりげなく支える仲間たち

卒業式に向けた練習がはじまりました。1学期、Cが言葉でつまったときには、Cの代わりに言うこともあった周りの友達でしたが、卒業式の練習では、Cが言葉につまると、隣でさりげなく言葉を囁き、Cが自分で言おうとすると、すっと身を引く姿がありました。そんな友達に囲まれて、自分の言葉を、これまでのどんな時よりも大きな声で言うCがいました。

Cが困っているときにサポートし、Cができることには見守る仲間の関わりは、ともに学びCをよく知ることから生まれているのだと感じました。

高等学校で

このままでええやん

ある日の全校集会のことです。Dは知的障がいがあり、コミュニケーションが苦手です。Dが初めて参加した1年生4月の全校集会では、はじめから落ち着きなく、うなるような声を出していました。その声がかかなり大きくなったころ、クールダウンできるようにと、教員がDを体育館から外に出そうとしました。

すると、Dとは違う小中学校から入学してきた生徒が言いました。「なんで、出すん？これがDの普段の姿やねんから、このままでええやん」その後も、Dの声は時おり体育館に響き渡りましたが、誰もそのことに違和感を持ちませんでした。卒業までの3年間、それは日常の姿となりました。

Dのことを理解しつつ、「集会とはこうあるべきもの」といった既成概念や、多様性をきちんと受け止めることの意味など、子どもの一言が、教員の意識を問い直すきっかけとなりました。

3. 障がいのある子どもの進路選択と支援

障がいのある子どもと仲間たちが「ともに学び、ともに育つ」ことを積み重ねることで、子どもたちは互いの進路をともに考えていくことができます。仲間との関わりをもとに、共生社会をつくる一人として進路を切り拓く子どもたちを育てていくことが大切です。

1. 障がいのある子どもへの配慮事項について

大阪府では、障がいのある子どもが高等学校や職業学科のある知的障がい高等支援学校を受験する際に不利を被らないように、入学者選抜における配慮の体制を整備してきました。制度について子どもや保護者に伝えとともに、子どもや家庭の願いを丁寧に受け止め、進路選択を支援していきましょう。

配慮事項により、府内高等学校には、様々な障がいのある生徒が多く入学しています。また、大学等を受験する際にも、同様に配慮体制が整備されてきています。

主な配慮事項の内容 ※ ほぼすべて別室受験となります

- 学力検査時間の延長
- 点字による受験
- 代筆解答
- 介助者の配置
- 英語リスニングテストの筆答テストによる代替
- 拡大した学力検査問題用紙又は解答用紙の使用
- 別室での受験 など

これらは、受験で子どもが安心して自分の力を発揮できるための配慮の例です。

中学入学時から、学級担任や支援教育コーディネーター、進路担当、管理職などで子どもが安心して生活し、持てる力を発揮できるための配慮について丁寧に話し合い、配慮を行うことが大切です。

中学校で行っている配慮が受験時や入学後も行われるよう、正式な手続きをする前から、教育委員会や高等学校等の関係機関が連携・情報共有することが大切です。

2. 義務教育終了後の進路先について

① 公立高等学校 知的障がい生徒自立支援コース・共生推進教室について

大阪府では、「ともに学び、ともに育つ」教育を進めるため、府内公立高等学校に「知的障がい生徒自立支援コース」と「共生推進教室」を設置しています。いずれも、ホームルームやクラブ活動、修学旅行などは、高等学校で行います。

※受験には、療育手帳が必要です。手帳の有効期限など、事前に保護者と必ず確認しましょう。

知的障がい生徒自立支援コース

知的障がいのある生徒が生き活きと学べるよう、カリキュラムや授業内容を工夫した、高等学校のコースです。障がいのあるなしに関わらず、授業や日常的な関わりを通して、ともに高校生活を送っています。

(府立9校+大阪市立2校)

<学籍・卒業証書> 高等学校

共生推進教室

職業学科を設置する府立知的障がい高等支援学校の共生推進教室を、府立高等学校に設置したものです。両校の連携協力のもと、高等支援学校の生徒が、高等学校の生徒とともに学んでいます。(府立8校)

<学籍・卒業証書> 支援学校

<登校> 週4日、高等学校へ・週1日、高等支援学校へ
(職業に関する専門教科を学ぶ)

② 支援学校高等部・職業学科のある知的障がい高等支援学校について

障がい(視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱)のある生徒を対象に、支援学校に高等部が設置されており、入学者の決定に当たっては、入学者決定検査を行っています。また、職業学科のある知的障がい高等支援学校では、入学者選抜を実施しています。

3. 就労等について

障がいのある子ども本人や保護者の主体性や選択を最大限尊重し、一人ひとりの希望に応じた就労の実現に努めることが重要です。就職は、一般的にハローワークを通じて行います。また、障がい者福祉施策の就労支援として、一般就労を希望する障がい者を対象とする「就労移行支援」と、一般就労が困難な障がい者を対象とし、就労の機会を提供するとともに、就労に向けた知識や能力向上のために必要な訓練を行う「就労継続支援(A型・B型)」(作業所・授産所など)があります。

仲間とのつながりの中での進路選択

自立支援コースに通うEは発語が困難で、コミュニケーションをとることに不安を持っていました。進路についても「わからん」の一点張りでした。2年生になり、学級の仲間がEと日常的にともに過ごし、休日にも一緒に遊びに行くようにもなりました。そのころから、Eの言語習得に急に成長が見られるようになりました。発語が増えたというのではなく、練習への意欲が高まったのです。「もっとみんなと話したい」…それが、最大の原動力でした。

3年生も半ばになり、Eは仲間たちと過ごした経験をもとに、障がい者就労の道を選びました。そこには、高校2・3年でEが得た「もっと話したい」という思い、そして、Eを友人として遊びやスポーツに連れ出した仲間たちの存在がありました。また、Eとの関わりを力に、福祉関係の仕事に就いたり、学校の「学習サポーター」として活躍したりする仲間たちの姿もありました。仲間とのつながりの中でそれぞれが自らの生き方を見つけ、進路を切り拓いていくことができたのです。

高等学校で

※大阪府では、法令等を引用する場合等を除き、「障害」という言葉が前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の漢字をひらがな表記(障がい)としています。

平成29年3月 大阪府教育センター 人権教育研究室